令和７年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」要項

名　　称 ： 令和７年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」
主　　催 ： 公益社団法人日本学校歯科医会
後　　援 ： 文部科学省、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人日本歯科医師会
厚生労働省
協　　賛 ： ライオン株式会社
対　　象 ： 当該年度内に満４歳から満６歳になるすべての幼児、国公私立を問わず、全国の小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の、児童生徒の作品
応　　募 ： 個人・学校からの本会への直接応募は受け付けておりません。
標記コンクールに個人としてご応募をお考えの方は、応募締切などの募集方法（校種等）が、各県・地域によって異なりますので、お住まいの郡市区・都道府県歯科医師会・学校歯科医会（本会加盟団体：以下ボタン参照）へのお問い合わせをお願いいたします。

応募の流れ

学校等から本会加盟団体への応募 ➡ 本会加盟団体と各都道府県・指定都市教育委員会等にて選定後、日本学校歯科医会へ提出 ➡ 日本学校歯科医会審査委員会にて審査・選考

応募締切： **令和 ７年 ９ 月２９日（月）（日本学校歯科医会必着）**

応募にあたっての注意事項：
- 中学校、高等学校の部はＣＧ作品の応募も可とする。
- 作品は個人の作品とし、他団体の主催するコンクール等に応募していない未発表のものとする。（ただし、加盟団体が本コンクールへの応募のために審査するコンクールは可とする。応募する作品は HP や紙面等において未掲載・未発表のものに限る）
- 特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。
- ポスターの場合「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく、「歯みがき」とすること。
- いずれも画用紙の大きさは四ツ切サイズ（CG の場合 B3 サイズ）とする。
（これ以外の用紙での応募も認めるが、審査において不利になる場合がある）
- 作者が当該年度に作成したものに限る。
- 応募いただいた作品は、幼児、児童生徒の学校（園）名・学年（年齢）・氏名を日本学校歯科医会会誌並びにホームページ等で公表するので、公表について当該学校もしくは教育委員会等へ確認の上、公表に異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へ予め連絡すること。

選考の基準：
- 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。
- 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のないこと。
- むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通した歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や

態度の育成に寄与する内容であること。
・発達段階に応じた表現であること。
・歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
・表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。
・他作品の模倣ではなく、個人のオリジナリティの高い作品であること。

審査委員会の設置と審査：

日本学校歯科医会に有識者からなる「図画・ポスターコンクール審査委員会」を設置し、別に定める「選考の基準」により審査を行う。

表　　彰：

応募された作品のうち、幼児の部、小学校低学年（１年生～３年生）の部、小学校高学年（４年生～６年生）の部、中学校の部、高等学校の部、特別支援学校の部から特に優れている作品を各１点最優秀賞として表彰する。また各２点を優秀賞として表彰する。なお、最優秀賞のうち小学校の部から１点と中学校の部から１点に文部科学大臣賞が下付される。最優秀賞、優秀賞に該当しなかった作品は佳作として表彰する。なお、義務教育学校、中等教育学校の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部・小学校高学年の部・中学校の部・高等学校の部において表彰する。

審査発表日：令和７年１０月下旬を予定

作品の返却及び著作権

- 全ての応募作品は応募団体である加盟団体へ返却する。
- 応募作品の著作権は主催者に帰属(著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む)することとし、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することができるものとする。
- 作品作成者は本会に対して著作者人格権を行使しないものとする。

※作品作成者及び保護者様におかれましては、本コンクールに応募された時点で上記著作権事項に同意したものとみなしますのでご留意願います。